

令和8年監査公表第1号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和8年9月30日

半田市監査委員 鈴木 幸彦

住民監査請求監査結果

令和8年7月27日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（7枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和8年7月27日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和8年7月27日付け、「住民監査請求書（7枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。本件に対する監査委員への陳述と証拠追加の機会を設けていただくようお願いいたします。

第1. 請求の趣旨

請求人は、令和6年9月18日に裁判所に120万円の国家賠償請求を半田市を被告（代表者は半田市長）に提訴しました。

この裁判は、令和7年10月30日に第1審判決（市の監査は違法性はなく棄却）、そして請求人が控訴後、令和8年3月5日に控訴審判決（市の監査は、その根拠法に違背するが、故意に違背したのではなく（証拠がないので）国賠請求対象とならず棄却）、との判決で終了しました。

この一連の裁判への訴訟対応のために、半田市長は1,511,610円を公費支払いしま

した（なお、請求人が裁判で市に求めている国賠請求額は、120 万円でした。）。本件の裁判に至った原因は、半田市監査委員による請求人提出の住民監査請求に対する、その根拠法に違背した監査を行ったことです。従って、1,511,610 円の公費支出は不当な公金の支出に該当します。半田市長は、1,511,610 円を半田市に返納するよう請求します。訴訟対応は、市の公務員で対応できました。

＊「住民監査請求書（7 枚）」の内、「第 2. 請求の理由」、「第 3. 証拠方法（書証 1. ～書証 11.）」については、記載を省略している。

第 2 請求の要件審査

令和 8 年 7 月 27 日に提出された住民監査請求書（7 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、8 月 3 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して令和 8 年 8 月 12 日に陳述の機会を与え、請求人の陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■ ■■■

また、令和 8 年 8 月 12 日付け「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の提出について（令和 8 年 7 月 27 日付け請求書分）（6 枚）」、「陳述その 2」、「書証 12. ～書証 16.」の提出があり、これを受理した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（7 枚）」の「請求の趣旨」欄には、「請求人が本件の裁判に至った原因は、半田市監査委員による請求人提出の住民監査請求に対する、その根拠法に違背した監査を行ったことです。従って、1,511,610 円の公費支出は不当な公金の支出に該当します。半田市長は、1,511,610 円を半田市に返納するよう請求します。訴訟対応は、市の公務員で対応できました。」と記載されている。

したがって、この公金の支出について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

第 4 監査委員が認定した事実

監査の対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 本件支出の経緯について

（1）第 1 審の弁護士費用等

ア. 損害賠償請求事件訴状が提出された日 令和 6 年 9 月 18 日

イ. 弁護士委嘱契約締結日 令和 6 年 10 月 21 日

ウ. 着手金 (550,000 円)

支出負担行為日 令和6年10月21日

支出命令日 令和7年1月24日

支払日 令和7年2月10日

エ. 弁護士委嘱変更契約締結日 令和7年12月25日

オ. 完成謝金 (330,000 円)

支出負担行為日 令和8年1月8日

支出命令日 令和8年1月8日

支払日 令和8年1月28日

(2) 控訴審の弁護士費用等

ア. 損害賠償請求控訴事件控訴状が提出された日 令和7年11月7日

イ. 弁護士委嘱契約締結日 令和7年12月17日

ウ. 着手金 (330,000 円)

支出負担行為日 令和8年1月8日

支出命令日 令和8年1月8日

支払日 令和8年1月28日

エ. 完成謝金 (330,000 円)

支出負担行為日 令和8年3月16日

支出命令日 令和8年3月19日

支払日 令和8年4月8日

(3) 訴訟費用相手方負担額 (29,830 円)

ア. 書類の作成及び提出の費用 3,000 円

イ. 被告代理人期日出頭日当 23,700 円 (3,950 円×6 回)

ウ. 被告代理人期日出頭旅費 1,800 円 (300 円×6 回)

エ. 訴訟費用額確定処分正本送達等費用 1,330 円

オ. 代理人弁護士から半田市への納入日 令和8年7月8日

カ. 納入金額 28,390 円 (上記エ 1,330 円及び振込手数料 110 円を除いた額)

2. 弁護士に委嘱した理由について

半田市では、業務上生ずる民事事件、刑事事件その他一切の法律問題についての法的解釈、法的根拠等の相談に対応するため、年度ごとに顧問弁護士委嘱契約を締結している。また、訴訟対応については、高度で専門的な法律判断を要することから、専門的知識経験を有するとともに、経過に精通した顧問弁護士に委嘱することで訴訟処理に万全を期す体制で臨んでいる。

第5 監査委員の判断

- 1 本請求は、当該支出が法第 242 条第 1 項の違法若しくは不当な公金の支出にあたるものであるが、同条第 2 項により当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、監査請求をすることができない。

請求人の主張する、第 1 審の弁護士費用 (着手金) 550,000 円について、当該行為の

あった日は、弁護士費用（着手金）の支出負担行為日の令和6年10月21日、支出命令日の令和7年1月24日、支払日の令和7年2月10日を指す。

本件監査請求がなされた令和8年7月27日においては、上記のとおり当該行為があった日からすでに1年以上を経過しているため、監査請求の要件を具備していない請求であると判断し、請求を却下するのが相当である。

2 従って、上記1以外の支出について実質的な審査を行うこととする。

- (1) 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条第1項では、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。」と規定されている。
- (2) 行政が各種法令に基づき事務を行う以上、諸課題の法的な整理を確実に行う必要がある。行政サービスに係る各種法令も複雑化しているため、弁護士からの法的な助言は行政にとって必要不可欠である。そのため、半田市では、各課において業務上生ずる民事事件、刑事事件その他一切の法律問題についての法的解釈、法的根拠等の相談に対応するため、顧問弁護士との間で顧問弁護士委嘱契約を締結している。
- (3) 請求人は、訴訟対応は市の公務員で対応できたと主張しているが、訴訟事件が発生した場合においては、行政においても訴訟処理に万全を期す必要がある。そのため訴訟対応については、専門的知識経験を有するとともに経過に精通した顧問弁護士に委嘱することは十分に理解できる。
- (4) また、弁護士委嘱料は社会的に相当な金額であり、その支出は適正な財務会計上の手続に則り行われている。
- (5) 以上のことから、弁護士委嘱料の支出が「違法又は不当な公金の支出」であると認められない。

なお、請求人は、控訴審判決について、「市の監査は、その根拠法に違背するが、故意に違背したのではなく（証拠がないので）国賠請求対象とならず棄却、との判決で終了しました。」と述べているが、控訴審判決文には、「監査請求権に対する侵害が国家賠償法1条に照らして違法と評価し得るためには、単に監査結果がその直接の根拠法令に違背するというだけでは足りず、当該監査委員が違法又は不当な目的を持って監査をしたなど、監査委員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別な事情があることを必要と解するのが相当である。」とは記載されているものの、「市の監査が根拠法に違背している」との記述はどこにも見当たらない。従って、監査結果が根拠法令に違背したとは認定されていない。

第6 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により

棄却する。

なお、監査委員 西川 承は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥された。

以上